

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

規則、規程（制定年月）	対象者の要件【令和元年度】	措置の内容	開始時期等
野洲市補助金等交付規則 （平成16年10月1日） 野洲市中小企業融資制度に 関する利子補給規程（平成 16年10月1日）	1. 滋賀県中小企業振興資金融資制度 「経営支援資金（小規模企業者枠）」（旧 小規模企業者経営安定資金を含む） 「セーフティネット資金（新規枠・借換 枠）」（但し、セーフティネット資金は平 成20年10月31日から令和3年3月 31日までの間に中小企業信用保険法第 2条第5項および第6項の市町長の認 定を受けた事業者が対象） 2. 「野洲市小規模企業者小口簡易資金」	【補給率】 年0.4% （但し、セーフティネット資 金のみ、利子補給金の限度額 が5万円で、申請可能回数は1 事業者あたり1口のみ） 【補給機関】 前年の4月1日からその翌年 の3月31日まで 【補給方法】 申請者が必要事項を商工観光 課に持参（郵送不可）。申請期 間終了後、取扱金融機関に融 資状況等を照会し、その回答 内容を確認した後、交付決定 をして口座に振込	令和3年6月1日から 令和3年7月30日まで （現在は受付終了）